

第 17 回 亘理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 4 年 5 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分

2. 会議の場所 亘理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (14 名)

2 番 鈴木周吾	3 番 遠藤圭一	4 番 渡邊喜徳
5 番 日下昭一	6 番 佐藤利洋	7 番 安住政男
8 番 齋藤桂子	9 番 丸子清	10 番 菊池淑郎
12 番 齋精一	13 番 浅川文義	14 番 片平洋之
15 番 伊藤富敏		

(2) 農地利用最適化推進委員 (15 名)

16 番 古山真	17 番 菊地英一	18 番 太田匡美
19 番 齋藤幸一	20 番 大槻久美子	21 番 長田邦雄
22 番 新田育男	23 番 結城美智子	24 番 棟形和徳
27 番 小野忠良	29 番 末木清一	30 番 千葉義昭

4. 欠席者

(1) 農業委員 (1 名)

1 番 加藤正純

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 名)

20 番 大槻久美子

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 令和 4 年度第 2 号亘理町農用地利用集積計画 (案)
について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第17回亙理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、6月21日に亙理と逢隈で地区委員会、6月22日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は6月28日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1番、加藤正純委員、20番、大槻久美子推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亙理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、9番、丸子清委員、10番、菊池淑郎委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、亙理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案についてのご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いいたします。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可するこ

とに決定します。以上で第1号議案の審議を終了します。

日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは亙理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

30 番 順位2番の件、(順位2番の譲受人)と(順位2番の承継者)はどんな関係なのか、全然他人なのか。

高橋主事 こちらは、全然他人です。

30 番 永年という事は、貸すということなのか。

高橋主事 こちらは、所有権移転です。少しご説明しますと、もともと、(順位2番の譲受人)で、今回の3筆を含む4筆で、建売住宅3棟を建てる計画で5条転用があり、許可が下りていたが、住宅の資材の高騰とかもあり、3棟は建てられないと、(順位2番の譲受人)は、1棟だけ建てますとご説明があり、外の3筆分は、今回の(順位2番の承継者)が、自己住宅を建築することになり、(順位2番の譲受人)は、残り1筆に1棟だけ建売住宅を建てる事に変更となります。それは以前、変更申請を出させていただいており、それは既に、委員のみなさんから、許可相当を頂いているところです。

議長 よろしいですか。

30 番 はい。

議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書関係の案件について、採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当と

することに決定します。

次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 2 号議案の審議を終了します。

日程第 4、第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、亶理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位 1 番から順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位 3 番から順位 11 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 3 番については、許可相当と

することに決定します。

次に、順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 7 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 8 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 9 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 10 番の採決を行います。順位 10 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位10番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位11番の採決を行います。順位11番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位11番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第3号議案の審議を終了いたします。

日程第5、第4号議案、令和4年度第2号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。

事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。

第4号議案、令和4年度第2号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案、令和4年度第2号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。

以上で議案審議は終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項3件、事務連絡が3件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家等の報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後3時00分